別添９

ＪＯＣ・北海道パートナー協定書

財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）と北海道は、オリンピックムーブメントの推進と国際競技力向上及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開するにあたり以下のとおり合意する。

（国際競技力向上に対する支援）

第１条　北海道は、ＪＯＣのオリンピックムーブメントの推進と国際競技力の向上に賛同し、そのパートナーとしてＪＯＣの諸事業を支援し、積極的に協力する。

（スポーツ振興のための各種事業の支援・協力）

第２条　ＪＯＣは、北海道が推進するスポーツ振興のための各種事業に賛同し、その諸事業を支援し、積極的に協力する。

（事前協議）

第３条　この協定書に基づきＪＯＣと北海道（以下「両当事者」という。）が実施する諸事業に関する具体的な内容については、事前に十分な協議を行い、合意の上、事業計画を策定し、進めるものとする。

（有効期間）

第４条　この協定書の有効期間は、締結日から平成２０年１２月３１日までとする。ただし、期間満了３ヶ月前までに、いずれかの当事者から更新する意思がない旨の書面による通知のない限り、１年毎に自動更新されるものとする。

（秘密の保持）

第５条　両当事者は、この協定書に基づく諸事業に関して、知り得た情報及び個人のプライバシーに関する情報は、第三者に漏らしてはならない。

（疑義の対応）

第６条　この協定書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議するものとする。

（特例）

第７条　ＪＯＣは、北海道からの協議に基づき、別紙１に従ってこの協定の趣旨に賛同し、この協定に参画する意向を有する市町村を、この協定に参画させることができる。

２　ＪＯＣ及び北海道は、前項に従い、別紙２に登載された市町村を、この協定に参画させるものとする。

３　この協定に参画する市町村、または、その対象施設等に変更がある場合には、その都度、両当事者の協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、両当事者署名の上、それぞれがその一通を保有するものとする。

平成１９年１２月１８日

竹田恆和

財団法人日本オリンピック委員会　会　長　　竹　田　恆　和

高橋はるみ

北　海　道　知　事　　高　橋　はるみ

別紙１

ＪＯＣ・北海道パートナー協定への市町村の参画に係る取扱について

１　目　的

本要綱は、財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）と北海道がオリンピックムーブメントの推進と国際競技力の向上及びスポーツ振興を目的として諸事業の展開に関するパートナー協定（以下「パートナー協定」という。）を締結するに当たり、パートナー協定への参画を希望する道内市町村についての取扱を定めるものとする。

２　参画の対象

ＪＯＣのオリンピックムーブメントの推進と国際競技力向上に賛同し、そのパートナー都市としてＪＯＣの諸事業を支援し積極的に協力する意向のある市町村とする。

３　パートナー協定への申し込み

パートナー協定への参画を希望する市町村は、スポーツ施設（市町村立、民間所有を問わない）を選定したうえで、別途定める確認書を添えて道に申し込むものとする。

４　ＪＯＣとの事前協議

道は、市町村から申込みに係る書類の提出があったときは、ＪＯＣと事前に協議をするものとする。

５　パートナー協定の締結

道は、ＪＯＣと事前協議を終え、内諾を得た場合は、協定書に基づき所要の手続きを行うものとする。

６　スポーツ施設の利用について

スポーツ施設の利用については、市町村はＪＯＣ・北海道パートナー協定確認書に基づき、ＪＯＣと調整窓口を通じて直接利用調整を行うものとする。

７　その他

市町村は疑義が生じた場合は、北海道・ＪＯＣ双方と協議するものとする。

別紙２

ＪＯＣ・北海道パートナー協定への参画市町村（訂正後）

平成 24 年 1 月 31 日現在

	市町村名
北海道	函館市
	釧路市
	北見市
	網走市
	苫小牧市
	紋別市
	士別市
	名寄市
	七飯町
	八雲町
	長万部町
	下川町
	白老町
	浦河町
	別海町

平成 24 年 3 月予定　帯広市のパートナー締結を受けての訂正後

ＪＯＣ・北海道パートナー協定書に係る確認事項

財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）と北海道は、「パートナー協定書」（以下「協定書」という）の第１条及び第２条に規定する北海道のＪＯＣ諸事業への支援・協力、及びＪＯＣの北海道が推進するスポーツ振興のための各種事業への支援・協力に関して、双方次の事項を確認する。

１　スポーツ施設の計画的利用について

（１）北海道のスポーツ施設について

ＪＯＣは競技団体等との調整を行い、別表１に定める指定する期日までに翌年度の施設利用計画書を一括して提出するものとする。

ただし、その後の利用調整についても、その都度適宜行う。

（２）市町村のスポーツ施設について

ＪＯＣは競技団体等との調整を行い、別表２に定める指定する期日までに翌年度の施設利用計画書を一括して提出するものとする。

ただし、その後の利用調整についても、その都度適宜行う。

また、施設の利用に当たっては、ＪＯＣと競技施設を有する市町村窓口が直接調整を行うものとする。

２　スポーツ施設の使用料の減免等について

（１）北海道のスポーツ施設について

ＪＯＣが当該事業の実施に当たり、北海道が所有するスポーツ施設を利用する場合、その使用料の割引範囲等の諸条件については、別表１のとおりとする。

（２）市町村のスポーツ施設について

ＪＯＣが当該事業の実施に当たり、協定書第７条第２項に基づき参画する市町村のスポーツ施設、その使用料の減免、宿泊施設の利用料の助成は別表２のとおりとする。

3　北海道・市町村が行うスポーツ振興事業への協力支援について

ＪＯＣは、次に掲げる事業等への協力支援を行う。

・ナショナルチーム等の選手によるスポーツ教室の実施

・北海道・市町村が行うスポーツ振興事業にオリンピック選手の招聘などの協力

4　その他双方で協力・支援できる事業等については、その都度協議することとする。

別表１

パートナー協定書に係る確認事項（別表）

北　海　道

１　協定書に係る調整窓口

環境生活部生活局道民活動文化振興課

２　利用対象施設及び使用料について

施　　設	使　用　料	指定する期日	所管課
道立真駒内公園 屋内競技場	北海道立都市公園条例に定める利用料金の額から５０％割り引いた料金	利用する年度の前年度の１０月	建設部まちづくり局 都市環境課
道立真駒内公園 屋外競技場			
道立野幌総合運動公園			
道立サンピラーパーク サンピラー交流館 カーリング場		利用する年度の前年度の３月	
道立総合体育センター（きたえーる）	北海道立体育センター条例に定める利用料金の額から５０％割り引いた料金	利用する年度の前年度の１０月	教育庁生涯学習推進局 文化・スポーツ課
道立北見体育センター		利用する年度の前年度の１２月	
道立産業共進会場	北海道立産業共進会場条例に定める利用料金の額から５０％割り引いた料金	利用する年度の前年度の１０月	農政部農政課

※上記表以外の施設を利用しようとする場合は、その都度条件等について調整を行うものとする。

パートナー協定書に係る確認事項（別表２）　　（訂正後）

平成 24 年 1 月 31 日現在

1　協定書に係る調整窓口、利用対象施設及び使用料の減免について

調整窓口		施設	使用料の減免	指定する期日
函館市	教育委員会生涯学習部 スポーツ振興課	千代台公園陸上競技場	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	利用する年度の前年度の５月まで
		函館市民プール	施設使用料の全額免除	
釧路市	企画財政部企画課	釧路市 柳町スピードスケート場	施設使用料の５割相当額を青少年スポーツ振興関連事業等と位置づけて助成する。	利用する年度の前年度の９月まで
		湿原の風アリーナ釧路 （総合体育館）		
北見市	教育委員会社会教育部 スポーツ課	北見市立体育センター	施設使用料及び付属施設使用料を２割減免するとともに、同使用料の３割相当額をスポーツ事業と位置づけ助成	合宿計画を立てる段階で要相談
		東陵公園陸上競技場		
		北見モイワスポーツワールド	施設使用料及びセンターハウス研修室使用料を２割減免するとともに、同使用料の３割相当額をスポーツ事業と位置づけ助成	
網走市	教育委員会社会教育部 スポーツ課	網走スポーツ・トレーニングフィールド	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	合宿計画を立てる段階で要相談
		網走市総合体育館		
		網走市営陸上競技場		
苫小牧市	教育委員会 スポーツ課	苫小牧市白鳥アリーナ	施設使用料及び付属施設使用料の５割減免	利用する年度の前年度の６月まで
紋別市	総務部企画調整課 （地域振興担当）	オホーツク紋別球場	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	利用する年度の前年度の３月まで
		運動公園テニスコート		
		紋別市スポーツセンター		
		船揚場		

調整窓口		施設	使用料の減免	指定する期日
士別市	教育委員会 スポーツ課	士別市陸上競技場	無料	利用する年度の前年度の11月まで
		朝日三望台シャンツェ	無料	
		士別市総合体育館	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除（占有は除く）	
		朝日農業者トレーニングセンター	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	
名寄市	教育委員会 生涯学習課	陸上競技場・多目的コート	施設使用料及び付属施設使用料の５割減免	利用する年度の前年度の１月まで
		名寄市スポーツセンター		
		名寄市ピヤシリシャンツェ	無料	
		なよろ健康の森クロスカントリーコース		
七飯町	教育委員会 生涯教育課	東大沼多目的グラウンド	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	利用する年度の前年度の２月まで
八雲町	教育委員会体育課	八雲町総合体育館	・施設使用料の５割減免 ・町内の宿泊施設に宿泊する場合、連泊日数により更に５割から10割減免	利用する年度の前年度の３月まで
		八雲スポーツ公園サッカー場		
長万部町	産業建設課	ファミリースポーツセンター	無料	利用する年度の前年度の３月まで
下川町	教育委員会総務生涯学習グループ	下川シャンツェ	無料	利用する年度の前年度の２月まで
		下川町桑の沢クロスカントリーコース		
白老町	教育委員会 社会教育課	白老町総合体育館	施設使用料及び付属施設使用料の５割減免	利用する年度の前年度の２月まで
		白老町柔剣道場		
		白老桜ヶ丘公園陸上競技場		
		白老桜ヶ丘公園町営野球場		
浦河町	教育委員会 社会教育課	浦河町乗馬公園	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	利用する年度の前年度の３月まで

調整窓口		施設	使用料の減免	指定する期日
別海町	教育委員会社会体育課	別海町営全天候型トラック競技場	施設使用料及び付属施設使用料の全額免除	利用する年度の前年度の３月まで
		別海町民体育館		
		別海町営スケートリンク		

２　宿泊施設の利用料の助成について

市町村名	助成内容
北見市	「北見モイワスポーツワールド」のコテージを利用する場合は、暖房料金を除き２割減免
紋別市	１０名以上で３泊以上の場合に限り、１泊１名２，０００円補助